

第3回 下水道施設の運営における PPP/PFI の活用に関する検討会 議事要旨

1. 日 時：平成 25 年 3 月 8 日（金）13:00～15:10

2. 場 所：霞が関ビル 3 3 階会議室

3. 出席者

座長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	滝沢 智
委員	公益社団法人日本下水道協会技術研究部参事兼技術指針課長	片桐 晃
〃	東京大学大学院経済学研究科・経済学部特任講師	小枝 淳子
〃	株式会社みずほコーポレート銀行ストラクチャードファイナンス営業部長	酒井 秀晃
〃	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	高橋 玲路
〃	日本下水道事業団東海総合事務所次長	細川 顕仁
〃	上智大学法学研究科法曹養成専攻准教授	松井 智予
オブザーバー	一般社団法人日本下水道施設業協会専務理事	小林 一郎
〃	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会専務理事	櫻井 克信
〃	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	田村 司郎
〃	一般社団法人日本下水道施設管理業協会企画総務委員会主任委員	與三本 毅
発表者	浜松市上下水道部参与兼次長	三宮 武
〃	かほく市産業建設部上下水道課主任技師	藤岡 祐
〃	水 i n g 株式会社プロジェクト営業統括副統括	岩瀬 徹
〃	株式会社 bay eggs 副総括責任者	岡田 猛
事務局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	
〃	株式会社日水コン・新日本有限責任監査法人共同提案体	

4. 概要

地方公共団体および民間事業者による発表の後、ディスカッションを行った。主な質疑は以下の通りである。

(1) 浜松市

- 浜松市中心部の旧市街が合流式で整備されていて、流域下水道はこれを取り囲む形になっているのか。
- (浜松市) そういった形になっている。

- 流域下水道が移管されてもそのために市上下水道部の人員が増えることはなく、何らかの形で民間と協力しながら進めていくのが原則的な考え方という理解で良いか。
- (浜松市) ご理解の通り。現時点では「直営以外」の方法を採用するべく検討している。

- 災害時や緊急時の対応には、官側と民側とのコミュニケーションや契約のあり方が重要と考えるが、現在の考え方についてお聞かせ願いたい。
- (浜松市) 緊急時対応の訓練を共同で実施している（ことなどで、日ごろから意思疎通を図っている）。

- 東海地震などの懸念があるが、事前の協定などの準備は
- (浜松市) (有事に協力をいただくよう) 上下水道関係の企業や団体といくつか協定を結んでいる。

- 西遠流域下水道の移管後は市自らが管理者となるが、維持管理を業務委託でやっている部分は、業務委託のままなのか、コンセッションを使った形でやられることを検討されているのか。
- (浜松市) 直営または県下水道公社を活用することはないと考える。仕様発注、包括的民間委託、日本下水道事業団の活用、建設部分と管理部分の一体的な発注などの中から絞り込んでいくこととなる。

- 民側に権限、自由度、裁量を与えていくために制度的な制約となっている点などこれまでの検討でお気づきの点があれば教えていただきたい。
- (浜松市) 複数事業者が参加するには、対話方式の採用等事業者選定に工夫が必要と感じている。そのほか、昨年度に国土交通省から補助金をいただいて行った調査（先導的官民連携推進事業）では、いわゆるコンセッション方式を採用するには、税負担（法人税）の影響が大きいことも判った。

(2) かほく市

- 包括的民間委託の業者選定で2社応募があったということだが、応札者にもともとの公共下水道の民間受託者も入っていたか。
- (かほく市) ご理解の通り。
- 農集の維持管理をしている地元業者は参入できなかったのか。
- (かほく市) J Vでの参加は可能な条件としたが、J Vでの参加はなかった。ただし、再委託の形で地元業者は関与していると聞いている。
- 優秀提案者が選定されてから、提案内容の契約書への反映等の協議はしたのか。
- (かほく市) 企画提案書の内容は実行してもらうように協議したうえで、最優秀提案者と契約をしている。
- 包括的民間委託によって人数削減につながるのか。また、ノウハウを市側に蓄積する工夫はされているか。
- (かほく市) もともと少ない人数で下水道事業を行っている。また、技術の継承については、民間業者と市職員と一緒に民間業者が実施する研修を受講し、ノウハウを蓄積するという提案があった。
- 民間側に要求されるノウハウと市側の技術者が持つべきノウハウは違って、市には企画立案や提案力が求められると考える。市側の人材が育つためにはどうすべきか。
- (かほく市) 料金徴収業務についても民間にゆだね、事業計画の部分を重点的にやりたかったが、実現できなかった。

(水 i n g (株))

- PPP において、業務受託事業者の業績評価のための第三者機関の必要性を提言されているが、諸外国での第三者機関はどのようなものか。
- (水 i n g) イギリスでは第三者機関の O F W A T が上下水道の料金を設定している。5年毎にレビューして、不当な値上げが起これぬよう、事業が健全で住民に適正な上下水が行き渡るか審査している。豪州は各州毎に I P A R T という第三者機関があって、弁護士、コンサルタントから構成されている。事業期間中の追加工事の必要性等は第三者機関が査定している。発注者が査定するのは不公平だという考えから、第三者機関が査定している。
- 調停機関のようにどちらかが持ち込んで裁定するのか。

- (水 i n g) 定期的に事業をモニタリングしていて、豪州の場合は、追加工事の需要があるときには、第三者機関に自動的に情報が挙がるようになっている。
- 民間の創意工夫を民間に還元するためには、契約に条項を盛り込まないと難しい。還元に関する規定を盛り込んだ契約書を活用して欲しいという提案か。
- (水 i n g) ご理解の通りである。ユーティリティの削減を民間がした場合でも、契約改定時などに委託費の削減になっており、民間の工夫が報われていないという議論が社内であった。
- 民間の参入を促すためには、マネジメントを民間に任せることで得られるメリットを民と官でうまく分け合う仕組みをつくることが重要である。

(4) bay eggs

- 会社として、常設の PPP/PFI 専門部隊を設置し案件に継続して取り組むためにはどの程度の事業数、事業規模があると望ましいか。
- (bay eggs) 毎年定常的に、複数件(4~5件程度)の大きな案件に取り組む場合に、常駐組織の設置が可能と感じている。

以 上